平成２１年（フ）第７６２号
茨城県小美玉市大谷896番地43　メゾン・ドゥ・彩Ⅱ―203
債務者　今川加代子
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第７６３号
茨城県笠間市上加賀田177番地２
債務者　大久保隆明
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第７７４号
茨城県常陸大宮市泉531番地の48、旧住所愛知県稲沢市北市場町立部731番地３フレストスクエア北市場104
債務者　松田　　実
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第７７５号
茨城県ひたちなか市西大島３丁目14番18―204号　市営西大島アパート２－２－４
債務者　海老塚久美子
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第７８４号
茨城県水戸市石川１丁目3835番地の71　市営西堀原住宅５棟302号
債務者　石川　直子
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第７８６号
茨城県ひたちなか市大字津田3211番地　柳橋コーポ201号
債務者　小沢　　一
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第７９１号
茨城県東茨城郡城里町大字石塚2385番地の１
債務者　杉山ロレータ
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第７９９号
川崎市川崎区日進町26番地４　よしの、前住所川崎市川崎区日進町10番地13　ローヤル三協
債務者　丸谷　壽志
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第６１３号
石川県河北郡津幡町字南中条ト６番地
債務者　佐藤　**隆博**
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第６２１号
金沢市西泉１丁目153番地１、従前の住所石川県白山市湊町４号36番地
債務者　北河　範昭
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第６３１号
石川県河北郡津幡町字潟端そ46番地14
債務者　淺野　聖二
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第６３２号
石川県河北郡内灘町字緑台１丁目30番地　参拾番館・Ｂ－１号
債務者　芦田　　哲
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第６４１号
石川県石川郡野々市町稲荷４丁目29、住民票上の住所石川県小松市城北町141番地６
債務者　南部　健治
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第６４４号
金沢市上荒屋３丁目１番地３
債務者　パブリックワークスあるま館こと　中村　善明
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第６５４号
石川県白山市七原町イ18番地７
債務者　堂　　和美
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第７２号
福井県敦賀市蓬莱町９番34―313号
債務者　杉原　一大
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２０年（フ）第３２０４号
名古屋市北区金城町２丁目６番地　いづみマンション403号
債務者　濱﨑みゆき
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部